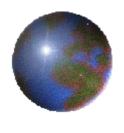
H26.12.18

IFA日本支部·租研 共催





IFA第68回年次総会 (ムンバイ大会)の模様





議題1:



海外アウトソーシング問題 (戦略と解決策)

研究部主任教授 小川廣明



1. 各国レポートの総括

♥ 国内法

- ☆ アウトソーシングについて一般的な取扱い規定はない
- 輸出振興、経済振興等の一環としてインセンティブを設けている国が多い
- 即制措置(低税率国との取引に対する租税回避 規定の適用、雇用を維持する税制、出国税等)

1. 各国レポートの総括(続き)

◆ PEの取扱い

- 受託製造をPE認定する国
- アウトソースした者が品質管理、監督等のため定期的に訪問 → 自由になる場所を有すると認められる可能性
- ☆ 代理人PEについて、契約交渉への参加等の条件 は国により異なる(注文取得代理人等を含める国)
- サービスPEを課税対象とする国の場合、期間要件は183日が多い
- ■課税所得の算定については、AOAの受け入れ、配 賦時に必要な資料等に差

1. 各国レポートの総括(続き)

- ⇒ 移転価格の問題
 - OECDガイドランを概ね順守
 - サービスフィーの基準、事業再編費用の取扱い等に違い
 - □ ロケーションセービング便益の帰属等について、 中国、インドなどがアグレッシブな主張
 - 🛮 対応的調整に困難を伴う国
 - 診 紛争解決手段について、経験の違い

1. 各国レポートの総括(続き)

- ♥ 源泉税の取扱い
 - □ サービスフィー、ロイヤルティなどの対象範囲に 違い
 - 源泉税を租税回避防止に利用する国
- ◆ CFCルール
 - アウトソーシングに対する適用について国により 違い
 - 製造アウトソーシングを適用除外とする国
 - □ アウトソースの事業目的を検討する国
 - 特定国に対するものを課税要件とする国

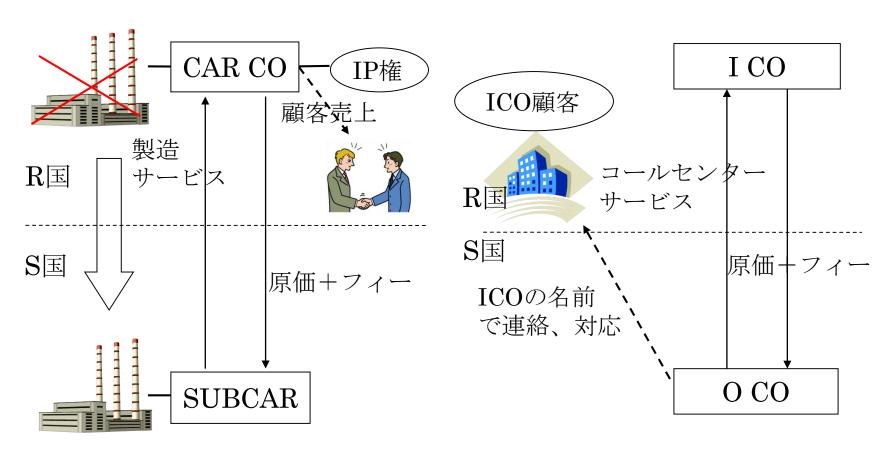
2. アウトソーシングの問題

- ◆ 企業グループ内でのアウトソーシング
 - 税の問題に直結
 - BEPSプロジェクトのコミッショネア利用問題の検討(行動7)、無形資産の移転価格問題の検討(行動8-10)などに関連
- ⇔二つの事例を使い検討
 - 自動車製造販売会社が海外子会社に製造活動 をアウトソースする事例
 - □ 保険会社が海外子会社にコールセンター業務 等をアウトソースする事例

2. アウトソーシングの問題(続き)

(イ)アウトソース製造

(ロ)アウトソース役務提供



3.(1) 事業目的とタックスプランニング

- ◆ タックスプランニング
 - ☆競争条件等にも影響
 - ルーティーンな活動を対象に検討
- ⇔源泉税の検討
 - 所得区分(技術役務に該当するか等)
 - 非居住者に源泉徴収義務を課す国
 - 源泉地国の源泉税率に引き上げの動き

3.(1) 事業目的とタックスプランニング(続き)

主なアウトソース先国の源泉税率

区分	ブラジル	ロシア	インド	中国	南ア	
					現在	2016年以降
利子	15%	0-20%	5-20%	10%	0%	15%
ロイヤルティ	15%	20%	25%	10%	12%	15%
サービス	25%	20%	25%	10%	0%	15%

3.(2) 事例への当てはめ

- ◆ アウトソース製造
 - 製造移管に対する対価の検討
 - コストプラス法で製造機能対価算定
- ⇔アウトソース役務提供
 - □ コストプラス法が最適とならない可能性
 - 第三者が役務を提供した場合の結果との対比

3.(3) 源泉地国での課税問題

- PE課税リスク
 - ☆ アウトソースが「事業を行う一定の場所」に結び つくか?
 - 委託製造における預り在庫
 - 事業再編に関連し、スペイン等でPEを広く解する判例(代理人PE又は一定の場所と判定)
 - サービスPE課税について各国は多様な国内法
 - AOAに基づくPEの所得算定(2010年新7条)

3.(3) 源泉地国での課税問題(続き)

- ♠ Roche 事件(スペイン最高裁、2012年)
 - 事業再編前はスペイン子会社がスペイン市場向けに製造、販売を行っていた
 - 平編後、同社はスイス関連法人の受託製造会社(CP3.3%)となるとともに、販売促進等の役務提供を行い(RP2%)、販売はスイス法人名義で契約
 - ■製品の保管場所も提供
 - 判決では、各活動単独ではPEとならないが、販売促進契約と一体となった受託製造契約は代理人PEと認められると判断

3.(3) 源泉地国での課税問題(続き)

- ♥ 税務上の制約、論点
 - PEの費用として控除可能なもの
 - ■本店に対する内部費用は銀行業を除き、分担金のみ
 - PEも移転価格税制、過少資本税制の適用の可能性

3.(4) 居住地国での課税問題

⇔ 出国税

- 機能・リスクの海外移転、事業再編対策税制
- OECD移転価格ガイドライン第9章
- ☆ 企業への出国税ー重要な無形資産やリスクの 移転に対する対応

◆ CFC税制

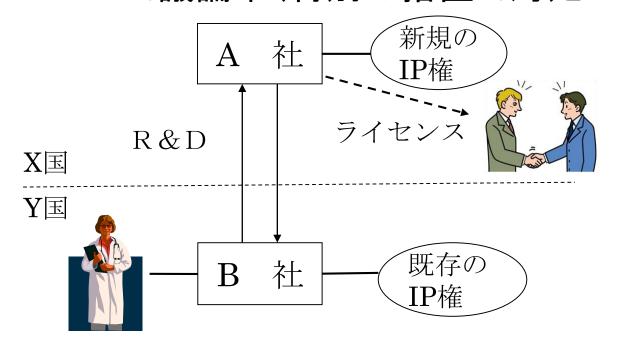
- 低税率国に所在する子会社の利益が対象
- 適用対象は受動的所得vs能動的所得
- 経済的な理由の正当性に関するセーフハーバー条項

3.(4) 居住地国での課税問題(続き)

- ◆ その他の税制等
 - 低税率国へのアウトソースについて損金性、条 約適用に条件
 - 本人の事業活動と深く関わるサービスの場合の 追加的要件
 - ■主たる目的が租税回避の場合ーLOB条項、 GAAR
 - 途上国のローカル通貨に比して、欧米の割高な 通貨の使用により、途上国から見て相対的に高 コストとの指摘

3.(5) 複雑なアウトソーシングの新たな事例

- BEPS行動8の事例7
 - A社がB社に資金供与との判断
 - A社が負担するリスクの調整が必要
 - OECDで議論中(特別の措置で対処?)







セミナーA: アウトソーシングとCCAに 関するVATの取扱い



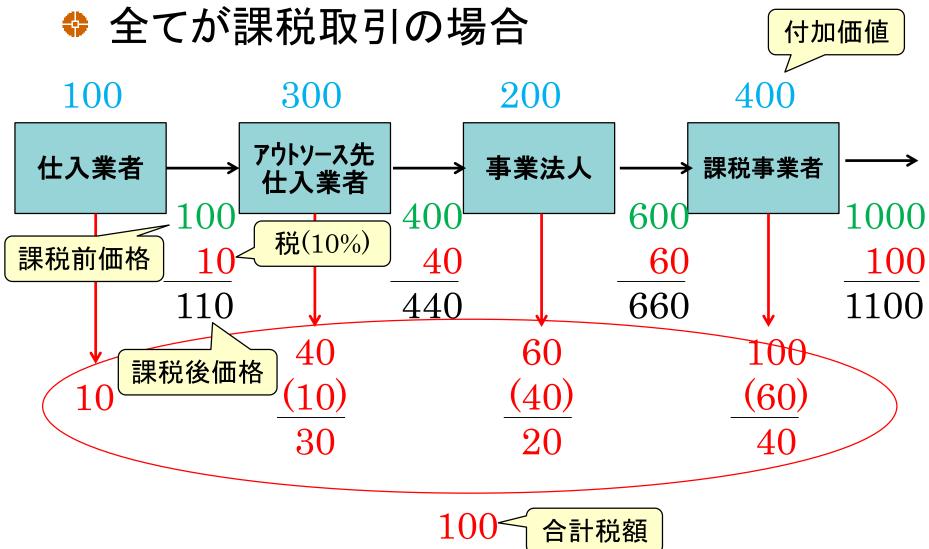
1.(1) 外部委託の諸形態

- 典型的な形態
 - ☑ Pure outsourcing(事業活動を第三者に外注)
 - Co-sourcing(事業活動を組織内及び第三者が 共に履行)
 - Shared service (組織のある部門が他の部門のために事業活動を履行)

1.(2) 外部委託に係るカスケーディング効果

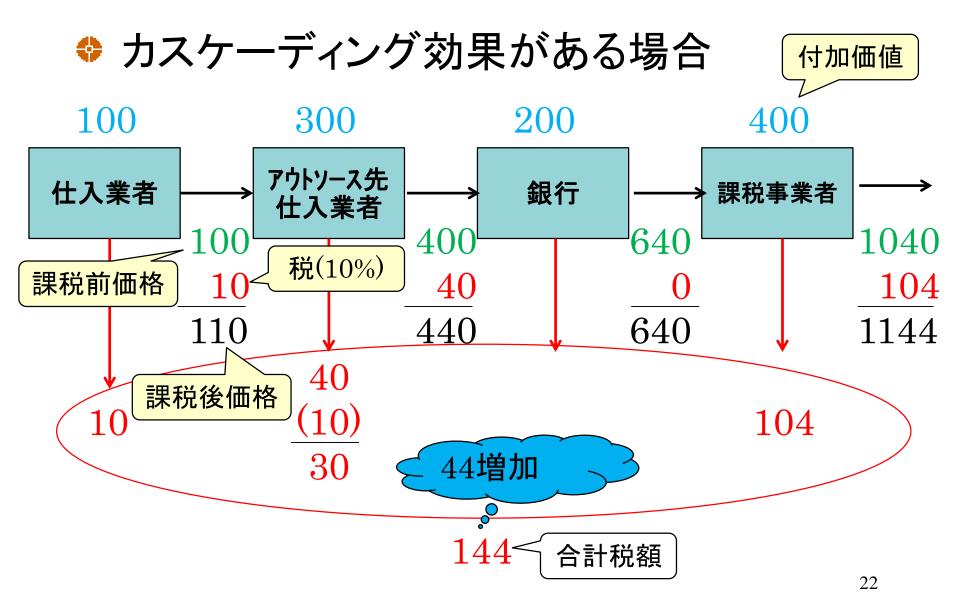
- ♥ カスケーディング効果
 - 銀行の行う事業取引は付加価値税の非課税取引
 - ☆ 企業の取引連鎖の中に銀行が含まれる場合、 銀行の支払った付加価値税が控除されることな く価格へ転嫁
 - 霊金融サービス部門が外部委託した場合、付加価値税負担が増加

1.(2) 外部委託に係るカスケーディング効果(続き)



21

1.(2) 外部委託に係るカスケーディング効果(続き)



1.(2) 外部委託に係るカスケーディング効果(続き)

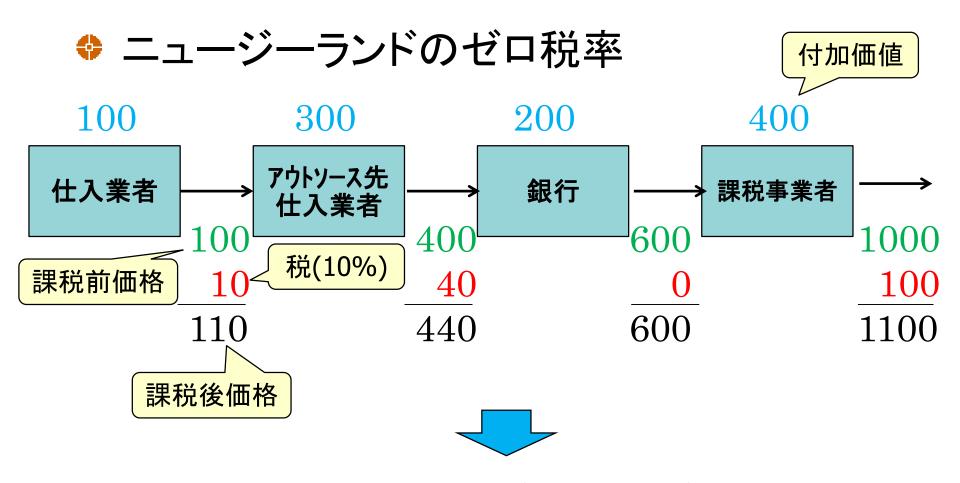
- ◆ 付加価値税の中立性原則
 - □ 付加価値税は課税事業者の負担となってはな らないこと(Guideline2.1)
 - □ 同等の取引を行う事業者は同等に課税されるべきこと(Guideline2.2)
 - ☆ 付加価値税は事業上の意思決定に重要な影響を与えないこと(Guideline2.3)

(OECD International VAT/GST Guidelines)

2. 中立性回復のための各国の取組み

- ◆ 各国の取組み
 - □ グループリリーフ(関連者間取引の非課税)
 - ■課税対象の拡大
 - ゼロ税率やみなし控除等の仕入税額面の措置
 - 外部委託や費用分担契約への非課税の拡大
 - (EU、オーストラリア、ニュージーランド、ブラジル、 カナダ、インド)

2. 中立性回復のための各国の取組み(続き)



金融業に関してはゼロ税率が有効



ご清聴ありがとうございました